

○岡田議長 次に、錦織議員。

〔錦織議員質問席へ〕

○錦織議員 日本共産党米子市議団の錦織陽子です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、淀江産廃処分場建設計画地の土地売却方針について伺いたと思います。

米子市は、鳥取県環境管理事業センターから、この7月16日、淀江町小波の産廃処分場計画地に存する米子市有地について、買い取りたいという申出を受け、このほど売却する方向であると、8月に開催された総務政策委員会で報告されました。

まず、売却を決めるに至った理由について伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 売却を決めた理由でございます。当該対象地は、既に鳥取県環境管理事業センターに対して産業廃棄物管理型最終処分場の設置に係る事業計画用地としての使用を承諾した土地でございます。また、本市は、第5次米子市行財政改革大綱に掲げておりますとおり、遊休地については売払いを原則としており、当該対象地は、市としての将来的な利活用計画がない遊休地でありますことから、鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めるものでございます。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 土地利用のない遊休地は売却というのが原則だという答弁でした。

私は、この答弁を非常に違和感を持ってお聞きしました。平成15年に、鳥取県環境管理事業センターは、集落、民家に隣接し

ていないこと、飲用水源地に隣接し、直上流に位置しない土地であることなどの要件を示して、産廃処分場の適地の有無について県内全市町村に照会しました。合併前の旧淀江町は、適地なしと回答しています。それは変えられない事実であり、米子市もその公式見解は引き継いでおります。

このたび報告のあった産廃処分場用地として売却する市有地は、平成20年当初より、株式会社環境プラント工業と環境管理事業センターが管理型産廃処分場にしようと計画を進めてきた土地です。米子市はその計画地の46%を占める土地の所有者でありながら、利用者からは直接には何の打診も長らく受けてきませんでした。しかしながら、米子市の土地があることは当初から織り込み済みで、米子市が売るも貸すも、うんと言わなければ成り立たない事業であり、建設から事業廃止まで約50年という長期にわたる事業の肝となっています。そういう土地を本当に将来において土地利用計画のない遊休地として判断していいのか、市長の答弁を求めます。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 この鳥取県環境管理事業センターから買取りの申出があった周知でございますが、市としての行政目的を持たない土地でございます。将来的に市による利活用計画のない土地でありますことから、遊休地であると考えているところでございます。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 米子市としては、単独で計画がないという土地だということですよ。

米子市が条件をつけて使用を容認した令和元年８月からは、少なくとも借地に貸し出す予定の市有地であり、約５０年の長期にわたる計画の土地です。他の遊休地と同列に考えていいわけはありません。

経済的効果についてですが、８月の総務政策委員会で、土光議員の様々な質疑で明らかになったことは、借地として貸し出したほうが約１,３００万円、米子市にとってはお金が多く入る、有利だということが分かりました。センター側は、試算して米子市にもその情報提供をしたわけですけれども、売却した場合と賃貸した場合の比較をなぜ米子市自身はしなかったのか、答弁を求めます。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 この当該市有地でございますが、まず、買取りの相手方、センターから買取りの申出があったということでございます。

次に、当該対象地は、市としての将来的な利活用計画がない遊休地でございます。先ほど申しましたように、本市は遊休地については売却を原則としておりますことから、鑑定評価に基づく適正な価格により売り払う方向で事務を進めることとしたものでございまして、いわゆる賃貸した場合、貸した場合との比較をする考えはございません。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 では、米子市は、環境管理事業センターのほうからこの試算を渡されてどういうふうに思われたのでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 センターが御自分で作られた資料ですので、米子市のほうから、この資料について特に申し上げることはございません。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 米子市としては、もう売りたいという気持ちがあふれてたわけですよ、結局。

私は、売るにしても、貸すにしても、この土地を管理型産廃処分場にすることは、その用地にすることにはもともと反対です。長年、水源地の上流に産廃処分場を造るな、命の水を守るという、漁業者も含めた地元住民を中心とした長い反対運動があった土地です。今もあります。世界的に水が不足するという警鐘も鳴らされていますし、今後、異常気象などもあり、どういう事態が起こるか分かりません。今、売却するということは、当然ですが、市の管理責任はなくなり、住民は見放されたと思うのではないのでしょうか。経過からいっても、米子市には土地を所有し続ける責務があると考えますが、市長の見解を求めます。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 センター、関係6自治会、鳥取県、米子市で周辺地域の生活環境を保全するための協定を締結しております。環境保全協定でございます。この中で、本市の役割は、環境保全協定書第4条第4項に定められておりますとおり、センターの処分業務に伴い、地域の生活環境に支障が生じていないことを確認するとともに、関係6自治会における本協定に定める権利の行使など、その他本事業に関連する地域振興の実施に際し必要に応じて支援をするものであると定められております。このことが本市が

果たすべき役割だと認識をしております。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 委員会の説明の中では、米子市も環境保全協定の4者の中の1つに入っている。関与は変わりなくって、米子市は伴走支援をするんだと、地元自治体としてっていうようなお話がありましたけれども、言わば、約50年の賃貸が約束されて、確約されて、しかも貸したほうが経済的に有利ということが、遊休地は売却にするという、その原則に、私は勝るとは思えません。

米子市は、昨年7月に鳥取県から産廃処分場の設置許可申請について、生活環境の保全上の見地からの意見照会を求められましたが、8月に意見はないと回答をされました。意見がないというこの回答にも驚きましたが、先ほど、必要な意見は言っていくんだという立場は変わらないというふうに言われますが、本当にそうなのかと。その担保が最低でも米子市が土地を所有するということだと私は思います。

そして、その契約の終了の暁には、そのときの住民、米子市民と一緒に活用方法を決めたらいいのではないのでしょうか。ぜひ再検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょう、市長。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 まず、錦織さんの御質問の中で、米子市はこの土地を売りたい気持ちでいっぱいだという御発言がございましたが、先ほど藤岡部長から答弁がありましたとおり、これは我々に関しては、土地の所有目的等に照らした原則から対応したものでありまして、その売りたい気持ちで売ったということではございませんので、それは明確に否定をさせていただきたいと思います。

そして、その有利、不利の話もございますけれども、確かに賃貸借期間だけを見れば、そのような有利、不利は出るかも知りませんが、一旦これは民間の所有土地ということになりますと、この民間で所有してる限りは、ずっと固定資産税収入が入ってくるようになります。それはもちろん賃貸借収入よりは少ないわけではございますけれども、賃貸借収入はあくまで賃貸借をしている期間に入ってくる収入だけの話でございますので、その有利、不利も単純に期間の定めによっては分からないというものもあると思います。そうしたところから、我々としては、決して不動産業を営んでるわけではございませんので、行政目的に当たらない遊休財産については、原則どおり売するという方針でこれを決めたものでございますので、そこは誤解なきようお願いをしたいと思います。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 いろいろおっしゃいましたけれども、結局はあの土地を住民が反対して、建設用地にするなどと言った、その土地を、今はいろいろと地元の、7億円の環境整備費とか出して、その自治会さんたちは、本当に苦渋の判断をされているというふうに思いますし、それで安心だということでは絶対ないんです。だから、米子市がそれを持つということは、非常にその住民に対しても米子市の責任をきちんと果たすという約束に私は最後までなるというふうに思うんです。

最後に、7月22日の米子市の委員会で説明があった後、関係6自治会に対してセンターから買取りの意向があることを市議会に報告したということを報告されたということですが、誰

がいつ、どのようにされたのかお尋ねします。また、今後、関係
6自治会への市有地売却等の説明はどのような計画なのか伺いま
す。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 地元への報告でございますけれど、現在、淀江
支所の中に地元に伴走支援するための組織を設けております。淀
江振興課のほうから地元に対して報告をしているところでござい
ます。

また、今後の予定につきましては、現在、米子市は、事務を進
めていくという段階でございまして、具体の話は、今後センター
のほうで調整していかれるものと承知をしております。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 8月の総務政策委員会でも、やっぱりここは、委員
のほうから地元のほうにきちんとコミュニケーション取るように
ということで、信頼関係を持つようにという意見があったという
ふうに思うんです。そういったところは抜かりなくやっぱりやっ
ていただきたいというふうに思いますが、それが後回しというこ
とになってはいけないというふうに思うんです。私は、住民、市
民不在のこのような売却方針には断固反対して、この質問は終わ
ります。

次に、不登校児童生徒への対応と健康診断についてです。

小中学校への不登校は、この10年で3倍と急増し、35万人
近くになりました。夏休みが明けて2学期が始まり、生活のリズ
ムを取り戻すのに時間がかかる子どもたちもいると思います。児
童生徒の登校渋りや不登校やそれに近い状況は身近になっている

と言えます。

8月に開催された令和7年度第1回米子市総合教育会議の議事の一つに不登校対応の現状と今後の体制などについて報告がありました。学校教育課によりますと、小学校の新規の不登校数は令和6年度は5年度に比べて減少した。また、令和6年度は小学校6年生と中学3年生で不登校数が前年度比減になっているものの、やはり小中学校での合計では依然増加傾向であるということが示されました。

支援の状況は、この間、ぷらっとホームのソーシャルワーカーの加配だとか、校内サポート教室も令和3年には3校だったものが、令和7年度には14校に増加するなど、支援の幅が広がっているという状況も分かりました。

そこで、気になる幾つかの点について伺います。まず、通所手段と支援についてですが、ぷらっとホーム、フリースクールへの通所手段についてです。

以前、ぷらっとホームにお邪魔したときには保護者が送迎しており、送迎まではなかなか対応ができないというふうにお聞きしたんですけれども、現状はどうなのかお尋ねします。

○岡田議長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 プらっとホームの送迎の現状についてのお尋ねでございますが、基本的に保護者による送迎をお願いしているところでございますが、それが難しい場合には、支援員によります送迎も可能なように体制を整えているところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○**錦織議員** 支援員による送迎も場合によってはしますよということでした。

フリースクールへの通所には交通費が支給されているということがホームページ上にも書いてありましたけど、ぷらっとホームでは同様に給付しておられるのでしょうか。支給要件について伺います。

○**岡田議長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** プラっとホーム利用者への交通費の支給についてでございますけれども、フリースクールと同様に交通費の支給対象としてるところでございます。

なお、補助対象は、市内に住所を有し、通所実績のある児童生徒の保護者等としておりまして、一月当たりの支給上限は、小学生が3,000円、中学生が6,000円でございます。

○**岡田議長** 錦織議員。

○**錦織議員** 例えばぷらっとホームに行ってみたいけれども、家から大分遠くだということではちょっとちゅうちょされるというようなことがあったらいけないと思いますので、そういうお知らせ、周知というのはしっかりとしていただきたいというふうに思います。

次に、健康診断についてですが、学校では毎年健診が行われています。健康診断の実施義務は学校教育法と学校保健安全法に基づいて実施をしているものですが、その目的と実施項目について伺います。

○**岡田議長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 健康診断の目的と実施項目につい

てでございますが、学校教育法第12条及び学校保健安全法第13条の定めるところにより、学校は児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を行います。そのほか必要な措置も講じるという法的義務を負っているところでございます。健康診断の目的は、児童生徒の身体的な健康状態を把握し、健康で安全に学校生活を送ることができるようにすることです。実施項目といたしましては、身長及び体重ですとか、栄養状態、視力及び聴力といった11の検査項目が必須と定められております。以上です。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 説明いただきましたけれども、その目的は、御答弁のように、学校における児童生徒の健康の保持増進、健康状態の把握、安全確保、健康教育のために実施されます。胸部やそれから四肢の状態の健診、特に小学校1年生、小学校4年生、そして中学1年生の心電図だとか、そういった項目も本当に大事ななというふうに思っています。

学校で当たり前に私は集団検診を受けてきましたけど、これらの健診は病気の早期発見、早期治療で、本人が生涯健康的に過ごせるために、また将来における医療費の抑制にもつながり、大変重要な取組だと思います。

まず、不登校児童生徒の健診機会の保障についてどのように考えておられるのか、教育長にお尋ねします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 不登校児童生徒の健康診断の機会の保障についてのお尋ねでございます。健康診断は、児童生徒の健全育成のため

にその健康状態を適切に把握するためのものでございまして、不登校の状況であるかないかにかかわらず、全ての児童生徒がその機会を保障されるべきものであるというふうに認識をしております。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 不登校状況のあるなしにかかわらずって、本当にそうだというふうに思います。

不登校状態になってる児童生徒の集団検診のこの受診状況はどうなってるのかお尋ねします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 不登校児童生徒の集団検診の受診状況についてのお尋ねでございます。学校が行います健康診断は、当日参加できない児童生徒も想定しておりまして、予備日を設定しております。それでも受診ができなかった場合には、事前に校医の了承を得た上で、直接受診ができる体制を整えております。こうした対応によりまして、おおむね受診を終えていると把握しておりますが、中には未受診が継続しているケースもございます。こうした場合には、養護教諭が中心となりまして、受診への働きかけを続けている、こういった状況でございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 事前に頂いた資料では、令和7年度直近では、不登校児童生徒が200人を超えておりまして、その中で予備日を利用したり、時間を当日ずらして受診をしたり、それから、校外で校医さんのところで直接健診、平日に入れてもらって直接健診するなど、約9割の子どもさんの受診ができているということも分か

りました。

受診されていない児童生徒の健康状態、どのように把握されているのかお尋ねします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 健康診断未受診の児童生徒の健康状態の把握についてのお尋ねでございます。こうしたケースにつきましては、担任による家庭連絡や家庭訪問の中で、保護者の方にその状況の確認を行ったり、実際に会ったりしたときに子どもたちの顔色を見たり、声を聞いたりしながら、何とか健康状態の把握に努めているところでございます。

そのほか、既に家庭児童相談室ですとか、スクールソーシャルワーカーなどが関わっているケースでは、関係機関と連携しながら、粘り強く対応を継続しているところでございます。

いずれの場合におきましても、引き続きの支援は必要でございまして、今後も定期健康診断等について計画的に実施しながら、子どもたちの健康状態の適切な把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 今回、私この質問を、去年からずっと気になってまして、去年の5月ぐらいでしたかね、NHKの朝の7時半ぐらいから放映されたんですけれども、8年間、小学校、中学と不登校だった大学院の女性が、側弯症っていうんですかね、背中がばあっと曲がって。それで非常に今苦労しているということで、医師に言ったら、何でこれが分からなかったんですか、ここまでっていうことで言われたそうなんですけど、健診の機会もなかったと

ということで、じゃあ、それで、ただ曲がってるということだけじゃなくて、内臓にも非常に疾患をそのために抱えるという。ずっと将来、そういうのを抱えていかないといけないということで、もしそのときに、ベルトですかね、そういう矯正のものがあれば、こんなことにはならなかったでしょうというような話もあったりして、いや、本当に大事なことだなというふうに思ったわけです。

それで、今回事前にいろいろお聞きしましたら、いろいろ工夫をされて、健診にもつなげていただいているということも理解しました。学校医の先生方も、平日の診療中に個別の健診にも応じていただいているということで、本当にこれは感謝申し上げたいというふうに思いました。

それから、市内の知人のお孫さん、この方は不登校で健診も受けてないということで大変心配しておられました。それから、このように、不登校児童生徒の約1割の健診、まだ健診が受けておられない子どもさんがいらっしゃるということで、この受けられない子どもさんこそ本当に心配だというふうに思うんです。子どもさんが絶対拒否されるという場合もあると思いますけれども、健診が大事ですよと、こういうふうに大事なんだよというような、分かりやすいチラシやリーフレットなど、そういうものは準備されているのでしょうか。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 ちょっと確認ができていないんですけれども、今おっしゃったことというのは大変大事なことだというふうに思っております。何とか全ての子どもたちが健診受けれるように努めてまいりたいと考えております。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 ぜひそういうものも用意していただいて、御家族にも丁寧に働きかけていただきまして、粘り強く対応していただくことを要望いたして、次の質問に移りたいと思います。

安心して医療にかかるということのための質問です。

8月22日に公表された、7月の全国消費者物価指数は、総合指数では、2020年を100として111.9、前年同月比は3.1%の上昇、生鮮食品を除く総合指数は111.6、前年同月比は3.1%の上昇と高水準で物価高騰が続いています。9月からは、マヨネーズや食用油など、食料品の値上げが1,422品目と、まさに値上げラッシュの勢いが止まりません。

こうした中、来年度は国保料、後期高齢者医療保険料の改定時期を迎えます。例年でも医療費が増加傾向にあることから、値上げが懸念されます。令和8年4月から、政府のこども未来戦略加速化プランの財政基盤の確保のための子ども・子育て支援金がこの各保険料に上乗せ徴収されることになり、その支援金制度の全容はまだ示されていませんが、1人当たり平均月250円から300円ぐらいじゃないかと言われてますけど、こうした上乗せ金が試算されています。そのまま各保険料に上乗せになれば、事実上の増税です。子ども・子育て支援制度のために全ての医療保険料に上乗せするというのは、かなり乱暴な財政措置と言わなければなりません。医療保険料への子ども・子育て支援金の上乗せをやめ、国に子育て予算の増額を求めていると思いますが、市長、どうでしょうか。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長　こども未来戦略に掲げます財源確保につきましては、鳥取県版地方六団体による国への提案、要望として、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めるよう求めているところでございます。

○岡田議長　錦織議員。

○錦織議員　先ほど言ったように、子ども・子育て支援金の財源のために全ての健康保険料に上乗せするっていうのは、国民が気がつかない、気づきにくいという、新たな私は増税だというふうに思うんですね。こういう財源徴収の手法は、地方自治体からもぜひ意見を言っていたきたいというふうに重ねて要望します。

次に、国保の滞納者への対応について伺います。国保料は収入に対する保険料が重いため、国保滞納者への短期保険証や資格証の発行など、懲罰的な徴収が問題となっていました。従来の保険証の廃止に、マイナ保険証の一本化ですね、この廃止に伴い、国保料の滞納世帯に対しては、これまでの保険証取上げ措置から窓口で医療費を一旦10割負担で支払い、事後に市町村から7割分の特別療養費の支払いを受ける措置へと変更されています。

しかし、そもそも保険料が払えない世帯に病院の窓口で10割払いなさいというのが苛酷で、受診が困難、病院に行けないとなっているのが実情です。

日本共産党の田村貴昭衆議院議員がこのほど、滞納世帯の方が、医療を受ける必要があるのに、窓口で一時支払いが困難だと申し出た場合、特別療養費の支給に代えて療養の給付等ができるのではないかと、これは質問主意書でただしたところ、滞納世帯の申出があれば、市町村が特別な事情に準ずる状況と判断することがで

き、その場合は、特別療養費の支給に代えて療養費の給付等を行うことができる、これは答弁書で説明しております。

米子市の場合は、申出があった場合、同様の判断をしているのかお尋ねします。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 特別療養費の支給に代えまして療養費の支給を行うことにつきましては、本市におきましても同様の取扱いをしており、特別の事情の有無を適切に判断した上で対応しているところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 ちょっと私、事前に通告してないんですけど、その適切に判断するっていうのは、どこで、一人の患者さんが行きたいという場合に、病院の窓口に行くのか、一旦市役所に行くのか、その点ではどうなんでしょうか。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 担当課のほうに相談をいただきまして、その内容に応じまして、必要に応じてということで判断をさせていただいてるところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 病気で大変な方に市役所に行かないといけないということなんですけど、閣議決定された答弁書では、この際、市町村に医療の必要性についての判断を求めないとしていることから、申出があった場合は3割負担で受診させることができます。

医療を受けることは、憲法に明記された生存権の保障であり、米子市がこの立場に立って受診を進めることを求めます。

次に、後期高齢者医療についてお聞きします。75歳の誕生日を迎えると、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行するわけですが、現役世代の保険料負担の上昇を抑えるために、令和4年10月1日から一定の所得のある後期高齢者の2割負担が導入されました。この2割負担の対象者は、鳥取県では1.6万人、加入者当たり17.4%ということですが、米子市内では75歳以上の高齢者は何人で、1割負担の高齢者数、1割から2割になった高齢者数、また現役世帯並み収入で3割負担の高齢者数についてお尋ねします。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 制度開始時の令和4年10月末時点でお答えをさせていただきます。75歳以上の高齢者数は2万3,056人、1割負担から2割負担になった後期高齢者数は4,498人で割合は19.5%、現役世帯並み収入で3割負担の人数は1,247人で、割合は5.4%でございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 1割負担から2割負担になった方が約4,500人、2割おられるということですが、この後期高齢者医療費の負担が1割から2割になった人の激変緩和のために、長期頻回受診患者への配慮措置がされましたが、3年間の配慮措置が今月末で終了するということですが、どのような配慮措置がされていたのかお尋ねします。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 配慮措置につきましては、令和4年10月1日の施行後から3年間、2割負担となる方につきまして、1か

月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えるものでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 それで、10月から激変緩和措置がなくなるということで、該当対象者にはどのような周知がしてあるのかお尋ねします。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 周知につきましてですが、本年7月の資格確認書送付に際しまして、後期高齢者医療制度の対象となる方、全加入者に案内パンフレットを配付し、該当措置について周知を行ったところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 その後、本市への問合せはあるんでしょうか。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 現時点におきましては、本措置についての問合せはございません。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 パンフレットも同封したってということなんですけど、どういう周知だったのかなと。

私の知人は、米子市からの郵便物は残しておられるんです。だけど、受け取ってないというふうにおっしゃって、でも、入れたということだから、探してみてくださいということで探してもらったら、資格確認書が入っていた封筒、だから、7月に来た封筒ですね。それに小さなパンフレットが入っていて、そのお知らせの何番目かの項目の一つに「1割から2割になった方には3,000

0 円の配慮措置があります（令和 7 年 9 月末まで）。」というのがあったんですね、それが書いてあるだけです。これではちょっと分からないと思います、さすがにね。特に後期高齢者への通知です。該当する 2 割負担の方には特別丁寧な対応が私は必要じゃないかなと。全部に出されたっていうことですけども、特別必要じゃないかなというふうに思うんです。

このままでは、恐らく 10 月に入ってから、どうなんだという連絡がいろいろ来ると思うんですけども、例えば難病指定を受けられたら無料なんですけど、受けられないので医療費がかさむなど、非常に生活が大変だという病状の方もおられるし、それから、2 割になってからは、もう歯医者と整形にはなるべく行かないように、行きたいけど、我慢してると。医療費だけでなく、物価もすごく上がって、本当に生活が大変だというお話もこもごもお聞きしました。だから、パンフレット一つ入れといたらいいじゃないかというのはちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

パンフレット入れたからといって、2 割負担がいいっていうわけではありません。しかし、そういう思いをやっぱりこういうふうに皆さん苦労してると、そういうところをぜひ米子市、市の職員さんや、市長さんはじめ、ここの執行部の皆さんも、やっぱり我が事のように思ってもらいたいわけですよ、理解していただきたいんです。周知されたとは言えないんですけども、このままでいいとお考えですか。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 このたびの周知につきましては、一般的な

パンフレットということの周知ということで少し不足してた部分があるかもしれませんが、今後問合せがあった際には丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 時間的にはまだ間に合いますので、せめて該当者の方には激変緩和措置がなくなるお知らせを、うれしいお知らせじゃないかもしれないけれども、本当のことなんで、ちゃんとお知らせをすべきだというふうに思います。こういう特に負担が増える制度の変更のときには、やっぱり丁寧に対応していただきたいと私は強く要望しておきたいと思います。

次に、マイナ保険証についてです。政府はマイナ保険証の一本化に向けて、昨年１２月２日から従来の紙の保険証の新規発行を停止しましたが、今年７月末までは従来の紙の保険証が使えました。マイナ保険証を持っていない人には、米子では国保世帯、高齢者世帯に申請なしで資格確認書が送られました。後期高齢者にはマイナ保険証を持っている人でも、混乱を避けるために資格確認書が全員に送られました。

そこで、直近の米子市民の国保のマイナ保険証の保有率と実際の利用率、後期高齢者のマイナ保険証保有率、実際の利用率について伺います。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 令和７年５月末時点のマイナ保険証の保有率と利用率についてお答えをさせていただきます。国民健康保険につきましては、保有率７２．４％、利用率３９．６％、後期高齢者医療につきましては、保有率７１．９％、利用率２８．０％でございます。

ます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 マイナ保険証の保有率に対して利用率が大分低迷しているという、この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 利用率低迷の原因についてでございますが、マイナ保険証のメリットなどの周知、広報が不足していることも原因の一つと捉えてるところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 つまり、持っているけれど、実際は病院には従来の紙の保険証を使っている人が非常に多いということなんですね。周知不足っていうよりも、マイナポイントでせかしてマイナ保険証に誘導したというのが実のところじゃないかというふうに思います。そして、病院窓口ではスムーズに受付がいけないというトラブルにも数多く聞いてますし、それならと、そういったことを聞くんだったら、従来の保険証を持参したという方も多かったんじゃないかというふうに思います。今までは紙の保険証がありましたが、今回、マイナ保険証の保有者には従来の紙の保険証のような資格確認書は送付されないので、市役所の窓口への問合せはなかったのか伺います。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 7月の年次切替えの時期には、例年多くのお問合せをいただいてるところでございますが、今回その中には、保険証の廃止に伴う受診方法等の変更に関する問合せも含まれておりました。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 今年は例年より多めだったということも担当者のほうからはお聞きしております。また、マイナ保険証を使っている人でも、マイナンバーカードの5年の有効期限切れで窓口で使えなくなるというトラブルもあるというふうに思います。実際に米子市のマイナカードの更新っていうと、令和7年は1万9,345名、令和8年の予定は1万9,357名、令和9年には2万7,519名というふうに、こうして毎年毎年続いていくんですね。ですから、そういう有効期限切れで窓口で使えなくなるというトラブルを防ぐために、渋谷区や世田谷区などでは、この夏以降、順次、資格確認書を発送する予定だということで、もう送られていると思うんですけど、国の方針と異なるこういう判断をしたことについて、それぞれの区は、国民健康保険の発行権限は自治体にあるとした上で、制度が移行期間にあり、利用者が混乱せずに保険医療を受けられるようにするためとしています。渋谷区、世田谷区では、マイナ保険証を持ってる人、世帯全てに資格確認書を送付しました。米子市でも、制度の移行期間でもあり、発行したほうが問題なく受診ができると考えますが、どうでしょうか。

国は2兆円ものマイナポイントキャンペーンでマイナ保険証の切替えを進めようとしたましたが、医療現場や国民生活の実態に見合っていないために、このマイナ保険証だけでも様々な保険証が混在する事態となり、資格確認書を作ったり、限定的に発行したり、拡大をしなければならなくなりました。

このように、渋谷区などの全世帯発行のほうが行政の負担も減るという声もあります。厚生労働大臣も容認せざるを得なくなっ

ています。紙の保険証を継続すること、資格確認書は加入者全員に申請なしで送付することを国に求め、そして、米子市で先行的に実施することはどうでしょうか、市長に伺います。

○岡田議長 橋尾市民生活部長。

○橋尾市民生活部長 マイナ保険証は、市民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤であり、医療分野でのDXを通じたサービスの効率化、質の向上の実現につながるものでございますので、マイナ保険証のメリットを正確に御理解いただけるよう、引き続き丁寧な周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。したがって、現時点では国に対しての特段の要望を行う考えはなく、また本市で先行実施する予定はございません。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 国は、マイナ保険証を強制的に進めたために、医療現場でも様々な混乱が起こっています。国民健康保険は、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的として、日本国憲法第25条に規定された国民の生存権を医療面で具現化した制度であります。国の法改正や制度移行により医療が受けられない人が出ないように、安心して医療が受けられるよう、やっぱり市長さんには、言うべきことはしっかり国に向けても求めていただきたいと要望いたします。

最後に、長期化する猛暑の対策について質問いたします。

この問題は、今日実は3つ目になりまして、3人目の質問となりまして、大分皆さんの質問の中でも、やらないやらないっていう答弁があって、すごく私はもう残念だなと思いながら聞いたり

ますけれども、熱中症について、最も効果的だというふうにされるエアコン購入補助について、検討をしているのかどうか、この点について伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 生活保護世帯など、低所得者世帯などのエアコン購入補助制度の検討状況でございますけれども、エアコンを保有されていない生活保護世帯などに対します本市独自の購入補助制度ということは、現在のところ考えておりませんが、必要に応じまして、生活福祉資金貸付制度の活用などの御案内を行っているところでございます。

○岡田議長 錦織議員。

○錦織議員 従来の答弁の繰り返しです。昨年12月議会で、私の質問に対し、生活保護世帯に対しては一定の要件を満たす場合は、エアコン設置費用の支給を認めているということでしたが、令和5年、6年度、そして、令和7年度直近の一定の要件を満たしたとして支給を認めた件数、実績をお尋ねします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 支給要件と実績についてでございますが、保護開始時やDV避難等により借家に転居するときなど、やむを得ない状況で、エアコンの持ち合わせがなく、かつその世帯に熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合に支給を認めているところでございまして、支給件数といたしましては、令和5年度が6件、令和6年度が4件、令和7年度が8月末現在でございしますが、3件でございします。

○岡田議長 錦織議員。

○ 錦 織 議 員 やむを得ない状況でも、3年間でも10件そこそこの数しか出してないということなんですけれども、保護開始時っていうのは、通常の措置だと思いますので、本当に数が少ないなというふうに思います。

鳥取県は、9月2日から8日までの熱中症特別警戒期間を発表しており、熱中症の危険性が高まるその予防策として、日中の運動を控える、小まめに水分、塩分を取る、適切に冷房を使うなどを心がけるよう呼びかけています。米子市も暑さ指数、3年連続更新だそうです、御承知のように。もう今年だけじゃなくて、これから後、猛暑が続くことも想定されます。境港市も伊藤議員の紹介のように、エアコンの補助制度があります。北栄町では、省エネを進めるためのエアコン補助制度、エアコンや冷蔵庫などの補助制度をつくりました。米子市でぜひ、できないことはありませんので、もう名称は省エネでもいいです。とにかく補助制度をつくっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。